

付議第 6 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 23 年 6 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、新たに設置する高知県立武道館の試合場及び練習場の冷暖房設備の利用料金の基準額を定めようとするものである。

第 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

設備	拡声装置		400	400	220	220	1,080	110
	試合場照明	半面	1時間につき					220
		全面	1時間につき					520

を

設備	拡声装置		400	400	220	220	1,080	110
	試合場照明	半面	1時間につき					220
		全面	1時間につき					520
	冷暖房設	試	冷	1時間につき				2,740

備	合場	房	
		暖房	1時間につき 3,830
	練習場	冷房	1時間につき 400
		暖房	1時間につき 350

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

新 旧 対 照 表

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館

区分		基準額（円）					
		午前 8時 30分 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 8時 30分 から 午後 9時 まで	延長 1時 間 に つ き
略		略	略	略	略	略	略
設備	拡声装置	400	400	220	220	1,080	110
	試合場照明	半 面	1時間につき				220
			全 面	1時間につき			
冷暖房 設備	試 合 場	冷 房	1時間につき				2,740
		暖 房	1時間につき				3,830
	練	冷	1時間につき				400

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館

区分		基準額（円）						
		午前 8時 30分 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 8時 30分 から 午後 9時 まで	延長 1時 間 に つ き	
略		略	略	略	略	略	略	
設備	拡声装置	400	400	220	220	1,080	110	
	試合場照明	半 面	1時間につき				220	
			全 面	1時間につき				520
				1時間につき				520

		置 場	房 暖 房	1時間につき	350
--	--	--------	-------------	--------	-----

2 略
備考 略

2 略
備考 略

高知県立武道館空調使用料金積算資料

スポーツ健康教育課

		イニシャルコスト+ランニングコスト		ランニングコストのみ		利用料金 設定価格	備 考
		1h当たり	1㎡当たり	1h当たり	1㎡当たり	1h当たり	
剣道場 (202㎡) 電気使用	冷房	580円	2.87円	390円	1.93円	400円	利用料金の設定にあたっては、直近(H21)に冷暖房料金設定を行った県立障害者スポーツセンターの積算事例と同じ考え方により算出した、冷暖房使用に係る実費相当価格から単価を設定する。 これにより算出した単価は、県内及び中四国九州の県立武道施設の冷暖房使用料と比較しても適切な価格である。
	暖房	540円	2.67円	340円	1.68円	350円	
柔道場 (187㎡) 電気使用	冷房	640円	3.42円	400円	2.14円	400円	
	暖房	590円	3.16円	360円	1.93円	350円	
試合場 (991㎡) ガス使用	冷房	5,620円	5.67円	2,740円	2.76円	2,740円	
	暖房	6,710円	6.77円	3,830円	3.86円	3,830円	

※剣道場及び柔道場については、設管条例の区分が「練習場」となっており、施設使用料が同額であるため、空調設備使用料についても同額にする。
 なお、冷房と暖房使用料の差額は、1時間当たりの電気料金又はガス料金が季節により異なるためである。